

農林漁業経営資本強化資金（認定農業者向け）の概要

【認定農業者向け資本性ローン】

新たな事業展開、事業再生等に取り組もうとする認定農業者に対して、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる資本性資金（資本性ローン）を（株）日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者に限る。

2. 借入条件

（1）資金の使途

- ① 農業施設の改良・造成・復旧・取得
- ② ①に関連して必要となる費用の支出
- ③ 農業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの
 - ア. 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等）により被害を受けた農業経営の再建
 - イ. 法令に基づく処分・行政指導を受けた農業経営の維持安定
 - ウ. 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化等している場合の農業経営の維持安定
- ④ 農業経営によって生じた負債の整理
- ⑤ 構成員の脱退に伴う持分の払戻し
- ⑥ 緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社への出資
- ⑦ 資本構成の是正その他の財務内容の改善

（2）借入限度額：みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額
又は1億円のいずれか低い額

（3）借入金利：直近の決算状況に基づき1年ごとに以下のとおり判定
税引後当期純利益（個人にあっては農業所得）が

① 0円以上の場合 3.45～4.60%

② 0円未満の場合 0.50%

（令和6年4月1日現在）

（4）償還期限：5年1か月以上20年以内（原則期限一括償還）
又は18年（うち据置期間8年）

（5）担保・保証人：無担保・無保証人

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）